

政令第二百八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の九を第六号の十一とし、第六号の三から第六号の八までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含む製剤

第一条中第六号の次に次の一号を加える。

六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含む製剤

第一条中第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含む製剤

第一条中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(106)から(168)までを(107)から(169)までとし、(105)の次に次のように加える。

(106) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―

三―(二―シアノプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・

三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(

二―シアノプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五

・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シ

アノプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―

テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シ

アノプロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六

―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノ

プロパ―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(二・三・五・

六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シア
ノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有
し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一R・三R)
―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇
%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一
S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ
シラート二%以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ
(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロ
プロパンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メト
キシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二
―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含
有する製剤

第二条第一項中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれ含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七％以下を含有するものを除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、

適用しない。